

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25の計)	1	円	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相当額	14	円
		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額 (26の計)	2		$(8) \times \frac{6.25}{100}$		
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3		連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額	15	
		計 (1)+(2)+(3)	4		$(11) \times \frac{3.75}{1,000}$		
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 $((14)+(15)) \times \frac{1}{2}$	16	
		計 (4)+(5)	6		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 $((2)と(14)又は(16))のうち少ない金額$	17	
		連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」+「34の①」)	7		指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18	
		寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	19	
		同 上 の $\frac{2.5又は1.25}{100}$ 相当額	9		(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 $(4)-(19)$	20	
		連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 (別表五の二(一)付表一「30の④」) (マイナスの場合は0)	10		損 金 不 算 入 額 同 上 の う ち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ な い 金 額 $(20)-((9)又は(13))- (17)-(18)$	21	
		同 上 の 月 数 換 算 額 $(10) \times \frac{1}{12}$	11		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 (19)	22	
		同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23	
		一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 $((9)+(12)) \times \frac{1}{4}$	13		計 $(21)+(22)+(23)$	24	

指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額
				25
				円
計				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
				26
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

個 別 帰 属 額 の 計 算

連 結 法 人 名	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額	そ の 他 の 寄 附 金 額	計	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	27	28	29	30	31	32	33